

平田村介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の介護事業所又は施設（以下「介護事業所等」という。）において、介護の業務に従事する職員（以下「介護職員」という。）の確保と定着を図るため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2の基準を満たす施設において行われる養成課程（以下「実務者研修」という。）を修了した者に対し、予算の範囲内において、初任者研修又は実務者研修の受講に要した経費の一部を補助することについて、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金交付申請日において、村内に住所を有すること。
- (2) 初任者研修又は実務者研修を修了してから補助金交付申請日に至るまで、3月以上村内の介護事業所等において介護職員として就労していること。
- (3) 補助対象経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金交付申請日において、村税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、初任者研修又は実務者研修の受講に要する経費とする。ただし、入会金、交通費、保険料、分割払の場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用及び還付金等は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費について現に負担した額と次の表に掲げる補助限度額とを比較していずれか低い額とする。

研修課程	補助限度額
初任者研修	60,000 円
実務者研修	200,000 円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し
- (2) 受講料領収書の写し
- (3) 個人情報の利用に係る同意書(様式第2号)又は住民票の写し及び村税納税証明書
- (4) 介護職員として就労していることが分かる書類(様式第3号)

2 前項の申請書の提出期限は、初任者研修又は実務者研修の修了の日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定兼額確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第7条 村長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。